

# 広島市差別のない人権尊重の まちづくり条例制定に向けて

岩 下 康 子

## Toward the Establishment of Hiroshima City Ordinance on Respect for Human Rights without Discrimination

Yasuko Iwashita

### 1. はじめに

「人間は生まれながらにして自由であり、かつ尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心を授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。」これは世界人権宣言の第1条である。

第2次世界大戦後、人権が非常に重要な論点として国際的に取り上げられたのは、戦時中の大量虐殺や特定の人種の迫害などの人道危機が背景にある。人権の保障は世界平和の礎であるとする概念が広がり、1948年に国連総会で世界人権宣言が採択された。この世界人権宣言には法的拘束力はなく、具体的な法的拘束力を持つ条約として、国際人権規約の制定が進められた。人権諸条約の中で最も基本的かつ包括的なものとされ、後述する社会権規約と自由権規約とに分かれる（外務省）。

国際人権宣言は全ての国際人権条約の基礎となっており、日本は段階的に以下の国際人権条約を批准している。

1955年に婦人の参政権に関する条約、1958年人身売買及び他人の買収からの搾取の禁止に関する条約、1979年経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（社会権規約）、市民的及び政治的権利に関する国際規約（自由権規約）、1981年難民条約、1985年女性差別撤廃条約、1994年子どもの権利条約、1999年拷問等禁止条約、2005年売買春選択議定書、2009年強制失踪条約、2014年障害者権利条約、2017年人身取引議定書である。

内閣府の調査によると、このように多くの国際人権条約を批准する日本では、人権問題は減少傾向にあると考える人が増加している。一方、個別の人権問題につい

では、高い関心を寄せる人の増加が窺える。例えば、障害者に対する人権問題は調査対象者の約半数が問題であると感じており、インターネットによる人権侵害、高齢者の人権などにも関心が高く寄せられている（内閣府、2017）。

日本が現在も多くの人権問題を抱えていることは事実であり、国連からは人権に係る是正勧告を毎年受けている。2018年に国連人種差別撤廃委員会より是正勧告を受けた内容の一部を示すと以下の通りとなる。

- ・直接差別も間接差別も禁止する包括的な人種差別禁止法の採択
- ・パリ原則に従った広範な権限を持つ国内人権機関の設置
- ・ヘイト・スピーチ禁止に対する留保撤回の可能性の検討
- ・アイヌ民族への差別撤廃取り組み強化
- ・女性に対する暴力を含む、琉球、沖縄の人々の確かな安全と保護の確保
- ・部落差別解消推進法の実施措置、その影響についての情報提供
- ・高校就学支援金制度に基づく支援金支給における朝鮮学校差別の是正
- ・イスラム教徒に対するプロファイリングの終結、徹底的で公正な調査
- ・被害者中心アプローチで、あらゆる国籍の慰安婦問題の永続的な解決
- ・技能実習法の遵守の確保・監視による技能実習制度の改善
- ・人身取引と闘う努力の強化

などである（ヒューライツ大阪）。

国連人種差別撤廃委員会が提示する是正勧告の中でも、本稿ではヘイト・スピーチに焦点を置いて論を進める。上記の是正勧告の中にあるヘイト・スピーチとヘイトクライムに関する点をさらに詳しくみていくと、次のような項目があげられている。

- ・あらゆる人に対するヘイト・スピーチを対象に含めるよう保護範囲を適切なものとするなど、ヘイト・スピーチ解消法を改正すること。
- ・法的枠組みと被害者の救済へのアクセスを強化するために、ヘイトクライムを含む包括的な人種差別禁止法を採択すること。
- ・表現と集会の自由に適切に配慮しつつ、集会におけるヘイト・スピーチの使用および暴力煽動を禁止し、加害者に制裁を科すこと。
- ・自己規制的な機構の設置を含む、インターネットとメディアにおけるヘイト・スピーチと闘うための効果的措置。
- ・メディアにおける人種差別、人種主義的暴力煽動の防止に関する放送法などの措置の実施・効果について、詳細な情報を提供すること。
- ・警察官、検察官、裁判官等の法執行官に対して、ヘイトクライムと「ヘイト・スピーチ解消法」に関する研修プログラムを実施すること。
- ・政治家およびメディア関係者によるものを含む、私人・公人によるヘイトクライム、人種的ヘイト・スピーチ、憎悪煽動を捜査し、適切な制裁を科すこと。

- ・被害者の民族的出身および民族別に細分化した捜査、訴追、有罪判決に関する統計を次回の定期報告書で提供すること。
- ・具体的目標、措置、適切なモニター活動を備えた、ヘイトクライム、ヘイト・スピーチ、暴力煽動を撤廃する行動計画を制定すること。
- ・特にジャーナリストおよび公人の役割と責任に焦点を絞り、偏見の根本的原因に取り組み、寛容と多様性の尊重を促進する啓発キャンペーンを実施すること。

上記のように具体的な項目を提示されているにもかかわらず、政府の動きは鈍い。

2016年に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（以下、「ヘイト・スピーチ解消法」）が施行されたが、理念法にとどまっており、ヘイト・スピーチに対する十分な対策は取られていない。ヘイト・スピーチを取り締まる背景には、表現の自由への悪影響が懸念されることが大きな原因としてある。ヘイト・スピーチの概念を明確に規定しても、その表現がヘイト・スピーチであると判断するのは権力側にいる人であり、過去に誤った判断による惨禍を経験した日本はその反省に基づき、濫用の恐れから前に進まないというジレンマを抱えている。表現の自由は、人権体系上、特に重要な権利として位置づけられている（表現の自由の優越的地位論）。

本稿では、近年の日本におけるヘイト・スピーチやヘイトクライムの状況を述べ、なぜ法的規制が必要なのかに言及する。また、広島においてもこれらの規制に関する条例の必要性があることを述べ、そのために立ちあがった市民グループの結成背景とこれまでの歩みについて述べる。

## 2. ヘイト・スピーチと広島

### 2-1. ヘイト・スピーチとは

師岡（2013）によると、ヘイト・スピーチという言葉は1980年代のアメリカ合衆国内の大学における差別事件に遡る。当時、大学内の非白人及び女性の進出に反発する差別事件が頻発し、当事者や大学研究者を中心に、差別的表現の是正、禁止など言語を中心とする差別撤廃としてポリティカルコレクトネスを求める運動が盛り上がった。その一環として、多くの大学がヘイト・スピーチを含むハラスメント行為全般を規制するようになったという。これらの規制の合憲性をめぐる論争が社会問題化し、ヘイト・スピーチという言葉が広がったのだという。

国連の人種差別撤廃委員会「ヘイト・スピーチに関する一般的勧告」（2013年）においては、「特定の人種または民族的集団を攻撃するスピーチ」「人種原則の核心である人間の尊厳と平等を否定し、個人や特定の集団の社会的評価を貶めるべく、他者に向けられる形のスピーチ」と表現されており、特に社会の中でのマイノリティへの攻撃が念頭に置かれている。

日本におけるヘイト・スピーチとして即座に浮かぶのは、近年急増している外国人労働者に対する差別発言や行動ではなく、戦前より日本に在住し、日本の中に溶け込んで生活している在日韓国人・朝鮮人（以下、在日）に対するものである。在日という言葉は本来「外国人が日本に居る」という意味で使われる。それゆえ、在日という言葉だけで特定の人々の集団を指すという事実は、日本社会における在日韓国人・朝鮮人の特殊な位置、立場を表している。日本社会の彼らに対する歪んだまなざしがそこにあるともいえるのではないだろうか。日本には外国人登録をした約60万人もの在日が生活している。背景には、日本の朝鮮植民地支配という歴史上の事実が横たわっており、韓国併合から100年を超えた現在、在日の90%以上が日本出生者であることは疑いようもない。この罪なき人たちが、在日であるということだけでヘイト・スピーチやヘイトクライムに晒されているのである。

金（2017）は、ヘイト・スピーチを次のように定義づける。「人種、皮膚の色、世系または民族のもしくは種族的出身等、特定の属性によって特徴づけられた集団に対して、当集団の区別、排除、制限、蔑みまたは優先の目的をもって、公の場において、公然と攻撃的に侮辱表現をすること。」つまり、ヘイト・スピーチは単なる悪口ではなく、差別を煽動する表現、あるいは差別煽動そのものであることに言及している。

すなわち、ヘイト・スピーチの重要な問題点は、個人に対する攻撃にとどまらず、マイノリティ集団全体に害悪をもたらすものであるとする。瀧（2020）はヘイト・スピーチの害悪は、第一に当該マイノリティを差別してもよい存在であると社会に伝え、その差別を激化させることだという。第二にマイノリティに強いる沈黙効果である、と述べている。行き過ぎた暴力は人を沈黙させる。社会で中心的な位置を占めるマジョリティと周辺に位置付けられやすいマイノリティの立場は全く異なるものであり、マイノリティとして生きていくためにはマジョリティと関係を持たなければならない。その影響下で生活せざるを得ない。そのため、両者の間には必然的に強者と弱者という非対応な権力関係が作られてしまうのだという。さらに、こうした社会関係の中で攻撃を受けたマイノリティは、恐怖を感じ、自己喪失感、無力感にさいなまれ、さらなる被害を恐れて声をあげられなくなり、自分たちの力で社会的な立場を向上させることも困難になるという（瀧，2020）。

在日をターゲットにする団体として、在日特権を許さない市民の会（以下、在特会）があげられる。この団体は在日韓国人・朝鮮人が特別永住資格や様々な経済的便宜などの特権を不当に得ているなどと発言し、街宣や集会、デモなどを盛んに行ってきた。在特会は街宣などの様子について撮影した動画を動画投稿サイトに掲載し、その他 SNS などを用いて支持を呼び掛ける手法で全国に拡散していった。2013年にはこの団体の支持者が1万4000人を超えたという記録もある（安田，2015）。在

日特権の根拠ともいわれる特別永住資格は、韓国併合によって日本国籍を付与された人が日本に在住して生活を築いているにもかかわらず、戦後日本国籍をはく奪した上に設けられた在留資格に過ぎない。生活保護における優遇や通名制度などは事実であるが、歴史的経緯から考えると決して特権とはいえないと安田（2015）は指摘する。生活保護受給世帯の比率が日本人世帯より高いのは、生活困窮者が多いため、それは差別を受けてきた歴史に起因する。

民族や出自といった属性に対する差別は、マイノリティのアイデンティティを傷つけることに繋がっている。在特会が中心となって2009年に引き起こした「京都朝鮮第一初級学校襲撃事件」では、「ゴキブリ朝鮮人」「ウジ虫朝鮮人は朝鮮半島に帰れ」「不逞朝鮮人を監獄におち込め」といった大音響の街宣が響き渡り、校舎内にいた子どもたちが直接このヘイト・スピーチに晒された。事件後、子どもたちの間には大きな音におびえる PTSD（心的外傷後ストレス障害）や夜泣き、夜尿などの症状が現れたという。

大阪を拠点にジャーナリストとして活躍する李信恵氏も暴力的なヘイト・スピーチに晒された一人である。ジャーナリストとしての使命感から、ヘイトデモに抗議し記事を書くうちに特定のターゲットとみなされ、「李さんは殺ろう」といった殺害予告まで受けている。刑事告訴するために、再度、自分がされた被害の全容を確認しなければならず、これらは二次被害ともいえる精神的に苦しい作業となる。裁判で判決が出るまでの間に、摂食障害、不眠症、突発性難聴になり、現在も左耳の聴力がないという（李信恵，2018）。

## 2-2. カウンター行動

ヘイトデモが激化する中、市民による抗議行動も同時に行われるようになった。この行動をカウンターと呼ぶ。ここに集まる人々は、特定の政治思想を持つわけではなく、組織的に動いているわけでもない。ヘイトデモの開催を知ると、それを封じるために駆け付ける同志である。このカウンターへの参加者には共有する価値観があるという。それは、マイノリティに寄り添うことでも彼らの代弁をすることでもなく、マジョリティがマジョリティとして行動するということである（瀧，2020）。

そこに通底するのは、本来、差別はマジョリティに問題があるとする考え方である。差別が起こるのは、差別する人がいるからであり、差別者を生み出したのはマジョリティの社会であって、マイノリティには責任がないとする概念である。差別を始めるのがマジョリティである以上、マジョリティである人たちにそれを止める責任がある、ということに他ならない。

カウンターの成果として、ヘイトデモの抑止があげられる。カウンターの最前線に立つ野間（2018）は、カウンターの特徴を「少数者の在日を守るためではなく、

社会の公正さを守るために闘う」理念にあるとし、「カウンターを通じて反対意見があることが目に見えて伝わる。抗議が下品になってはいけませんが、カウンターは、世界的に見れば通常の平和的な意思表示だ」「穏健な口調で論理的に訴えようが、マイノリティへの憎悪感情に基づいたものであればいずれもヘイト・スピーチでありヘイトクライムである。そして、むしろ実際には多くのヘイトはそのような態度を取るのだ。」と述べている。

ヘイトデモに対し、カウンターは大きな声で対抗し、拡声器を用いて大音量で抗議行動を行うこともある。通りがかる人々からみると、一見、何が起きているのか理解できず、ヘイトデモを行う側とカウンター側をともに粗暴で暴力的であると捉えてしまうことがある。しかし、カウンターの目的の一つは、マイノリティに、目の前で起きているヘイト・スピーチを聞かせないようにすることがあり、差別者たちの大音量の声を掻き消すための対抗措置をとっているに過ぎない。このような背景を知らない人たちが、ヘイト・スピーチを行う側とカウンターを一瞥して、「どちらも暴力的な集団である」と結論付けるのは早計であることに気づかねばならない。

### 2-3. 広島における事例

朴金(2019)は、国家権力による差別として、高校無償化制度から外国人学校の中で唯一朝鮮高校だけが除外されていることについて言及する。政府の方針に基づき、地方自治体でも各種の補助金が停止され、全国に64校あるとされる朝鮮学校は苦しい学校運営を強いられている。無償化制度の排除の理由として、政府は、朝鮮半島における軍事的緊張の高まりや拉致問題など、国内にある学校運営とは全く関係のない事柄を持ち出している。

この無償化制度の排除に対する抗議は法廷で争われ、広島においても2020年に高等裁判所で判決が下された。2020年10月16日、朝鮮学校高級部の無償化対象除外は違法であるという原告の訴えに対し、広島高裁は、地裁判決を支持し学校側の控訴を棄却した。

「朝鮮人として生きるのは、ぜいたくですか」「朝鮮人として生きてはいけませんか」法廷には卒業生・生徒たちのすすり泣く声が響いた。

広島朝鮮初中高級学校は戦後まもなく創立し、2020年4月時点で、初級40人、中級23人、高級46人が在籍する。6割が韓国籍、3割が朝鮮籍で一部日本国籍の子どもが通っている。しかし、最近では学費が重くのしかかり、無償化となった学校への転校が相次いでいるという。今回の広島高裁では、これまで認められなかった理事長をはじめ卒業生の証人尋問が行われ、裁判所が総論と朝鮮学校の関係などについて耳を傾けた画期的な試みもあった。しかし、長きに渡る証人尋問が判決文に反映されることは何一つなく、証人台に立った卒業生は、「無駄な尋問を繰り返しただ

けだった。」と肩を落とした。足立修一弁護士は、判決後の記者会見で、「極めて残念な判決だ。教育の機会均等に対する違法性については、口をつぐむという許せない判決だ。」と声を荒げた。東京、大阪、名古屋で結審した同様の訴訟は、すでに最高裁判決で敗訴が確定しており、広島朝鮮学校は上告に臨む予定だが、判決を覆す可能性は低い。

角南（2021）は、公共の報道機関であるNHK広島放送局が、2020年に開設した「1945広島タイムライン」によるツイッターの内容に関する差別報道について言及している。角南によると、当初このツイッターは、原爆被害を伝えるための平和目的で開設されたのだが、開始から数か月後に、「朝鮮人の奴らは〈この戦争はすぐに終わるよ〉〈日本は負けるよ〉と平気で言い放つ」「朝鮮人だ！大阪駅で戦勝国となった朝鮮人の群衆が、列車に乗り込んでくる」などと投稿がなされた。案の定、その後のコメントには「横柄な民族なんて自然淘汰されれば良い」などの差別的発言が寄せられており、NHKが差別を扇動した結果になっている。相次ぐ抗議に対しNHK局長は記者会見で謝罪を行っているが、投稿の経緯や意図は明らかになっておらず、2020年12月に該当のツイッターアカウントとホームページはすべて削除されている。

また、角南は差別と闘う記者としての矜持から、これまで差別に加担した方々のインタビューを行ってきた。その中で遭遇した人について、「ごく普通の一般的市民」が日常的に何気なく差別行動をとっていることに驚き、「このような人たちが差別に加担し、ネットに差別投稿を書き込んでいることが恐ろしい」と述べている。右翼思想に凝り固まった人々が差別を行うのではなく、インターネットやブログなどで目に留まった記事から、簡単に差別に同調していく現実が日本で起こっていることを警告している。

岡本（2016）は、災害時や戦時下では根も葉もないうわさが広がりやすいと述べる。関東大震災や東日本大震災にその事例を見ることができる。社会不安に加え、正確な情報が十分に行き渡らないという事情も影響する。関東大震災では、「朝鮮人が井戸に毒を入れた」などの事実無根のうわさが拡大し、全く罪のない在日が何千人も虐殺されるという悲劇を生んだ。しかし、情報網の発達した現代においても、同様の危機は発生する。2018年夏に発生した西日本豪雨時に広島県でも実際に起こっている。「レスキュー隊のような服を着た窃盗グループが被災地に入っている」という情報が瞬く間に拡散し、インターネット上にあふれた（朝日新聞）。中には、善意による注意喚起があったのかもしれないが、根拠のない情報が拡散し、外国人が窃盗団を率いているとして外国人嫌悪が広がったのである。広島県警は、直後に「そのような事実はない」として火消しに追われた。

その他にも、広島朝鮮学校の初級部のサッカーの試合の観客席で、「ミサイル飛

ばす学校よ」などの差別発言があったという。広島市サッカー協会に提起があり、協会は当該チームに厳重注意を行っている。2019年には、朝鮮学校高級部の女子生徒が「朝鮮学校が全部ぶっ潰れたらいいのに」「早く朝鮮に帰れば」「邪魔なんだけど。この世にいる価値ないと思う」などという差別発言を受けている。

広島においても、このような差別的感情を表現する人たちが日常的に存在し、インターネット上にヘイト・スピーチが蔓延していることは見過ごせない。

### 3. 条例制定に向けて

#### 3-1. 全国の条例制定の現状

2016年に「ヘイト・スピーチ解消法」が制定されたことは前述した通りであるが、法制定前後には、表1にあるように一部の地方自治体によって、独自の条例が制定されている。大阪市の条例は、「ヘイト・スピーチ解消法」に先駆けて制定されており、自治体が早くからこの問題に向き合ってきた姿勢が評価される。しかし、ヘイト・スピーチが確認された場合には、IT業者にインターネット上の差別書き込みを削除要請する拡散防止と発言者の氏名公表にとどまっており、罰則規定はない。香川県観音寺市の条例は、ヘイト・スピーチの禁止と違反者に対する行政処分という罰則規定があるが、その効力の範囲は弱いものとなっている。東京都の条例は、2020年の東京オリンピックを念頭に掲げられたもので、前文で「ヘイト・スピーチ解消法」を根拠に作られたと明記しており、罰則規定はない。

広島県内では、広島市に先駆けて福山市で、2021年に「福山市人権尊重のまちづくり条例」が施行された。福山市では、まちづくりの基本理念に「人間環境都市」を掲げ、その実現のために恒久平和の維持、基本的人権の尊重の行政を推進してきた。しかし、現実には様々な場面で差別や偏見が存在しており、市民一人ひとりがその差別に向き合い、解消するという意識をもって行動することを目的として条例を制定している。福山市の条例も罰則規定を持たない。

これらの中でも、2019年12月に制定された川崎市の条例は、ヘイト・スピーチに対し刑事罰を科すという全国でも初めての試みであり注目に値する。

「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」は、2018年に議会に提出され、およそ1年半かけて制定の運びとなった。川崎市は戦前より朝鮮からの労働者が多く在住し、彼らの貧困問題が顕在化していた。戦後も彼らは国からの社会保障制度から除外されて苦しい生活が続き、1970年代になると行政の支援を求める請願書が提出されるようになる。この頃より少しずつ社会保障の一部が認められるようになり、国民健康保険の適用、市営住宅入居資格の国籍条項撤廃、児童手当の支給など行政サービスが段階的に開始される。1980年代以降になると、ニューカマーと呼ばれる外国人住民が急増し、さらなる行政サービスの拡充が要請されることとなり、外国人住民との



共生が急速に求められるようになったことが背景にある（中澤・杉田・土肥，2020）。

一方，川崎市は外国人住民が多いことから，地域住民との軋轢も起こりやすく，ヘイト・スピーチにおいても激しい攻防が行われてきた。特に顕著なのは2013年頃より始まったヘイトデモである。在日が居住する地域を狙ったヘイトデモが頻繁に行われるようになったことを受けて，ヘイトデモに反対する市民グループが結成され，ヘイトデモカウンターとして多くの市民が集まって抗議を繰り返している。しかし，ヘイトデモやインターネット上の差別発言は無くならず，被害者が命の危険にさらされるような事態を危惧して，市民グループが条例制定に向けて立ち上がった。市民グループが継続的に市議会に働きかけることによって，日本で初めてヘイト・スピーチを犯罪とした画期的な条例が制定されるに至る。

川崎市条例の特徴は，「人種，国籍，民族，信条，年齢，性別，性的指向，性自認，出身，障害その他の事由を理由とする不当な差別」を禁止し，ヘイト・スピーチに繋がる差別も含めて包括的に対処して行くとしている。また，「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の禁止」を明記し，場所，手段，理由，行為類型を示し，勧告，命令，公表及び罰則という3段階で刑事告発することができるとする。さらに重要な点としては，被害者に代わり行政が刑事告発することができる点にある。ヘイト・スピーチを受けた当事者は，それだけで精神的な苦痛を被り声を出せない人も多くいる中で，裁判に訴えることは心情的に難しいこともある。こうしたハードルを下げる条例となっている。

表1) 国内のヘイト・スピーチに関する条例制定の状況

成立年月日	都市	名前	内容	罰則
2016年1月	大阪市	大阪市ヘイト・スピーチへの対処に関する条例	審査会がヘイト・スピーチを認定し，市が表現概要や表現者の氏名，措置を公表	なし
2016年6月	ヘイト・スピーチ解消法			なし
2017年6月	香川県 観音寺市	観音寺まちなか交流駐車場の設置及び管理に関する条例 観音寺市公園条例	人権等の共通の属性を有する不特定多数の者に対して，当該属性を理由とする不当な差別的取り扱いをすることを助長するおそれのある行為を禁止	行政罰 5年間以下の過料
2017年11月	川崎市	本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律に基づく〈公の施設〉利用許可に関するガイドライン	公の施設において不当な差別的言動が行われることを禁止。判断要件は，言動要件と迷惑要件	なし

2018年 3月	京都府	京都府公の施設等におけるヘイト・スピーチ防止のための使用手続きに関するガイドライン	公の施設において不当な差別的言動が行われることを禁止。判断要件は言動要件のみ	なし
2018年 4月	世田谷区	世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例	国籍・民族による差別的取り扱いの禁止。民間の差別についても苦情・相談を受け付け「男女共同参画・多文化共生苦情処理委員会」の意見を聞いて対応	なし
2018年 10月	東京都	東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例	審査会がヘイト・スピーチを認定し、都が表現概要や表現者の氏名、措置を公表する。公の施設において不当な差別的言動が行われることを防止するため、公の施設の利用制限について基準を定める。	なし
2018年 12月	国立市	国立市人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちづくり基本条例	人権や性的指向、障害などを理由にした差別を幅広く禁止し、救済手続きと第三者機関設置を規定	なし
2019年 6月	神戸市	神戸市外国人に対する不当な差別の解消と多文化共生社会の実現に関する条例	外国人に対する差別の防止と扨取に向け、相談体制の拡充	なし
2019年 10月	大阪府	大阪府人種または民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に関する条例	人種または民族を理由とする不当な差別的言動をしてはならない	なし
2019年 12月	川崎市	川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例	ヘイト・スピーチだけに限らず、人権全般を見据えた条例。ヘイト・スピーチに対して刑事罰を科す	刑事罰 50万円 以下の 罰金
2021年 9月	広島県 福山市	福山市人権尊重のまちづくり条例	全ての人が基本的人権を持つかけがえのない個人として尊重される	なし

出典) 中澤・杉田・土肥 (2020) 「川崎市ヘイトスピーチ解消に向けた条例制定の動きとその成立背景」: 2021年の福山市については筆者加筆

### 3-2. 条例制定ネットワークの発足と結成記念大会

広島市に差別のない人権尊重のまちづくり条例制定を求めるネットワーク結成準備会が発足したのは、2021年のことである。12月に結成大会を開催するという目標に向けて、毎月ミーティングを持ち、2章で述べたような広島でのヘイト・スピーチ事例の検証、広島に必要なカウンターの横のつながりとマジョリティの責任を確認し、ネットワークの賛同者を募る活動を実施した。

また、条例を求める前提として、次のようなアピール文を作成した。「広島が原爆投下という未曾有の惨禍を乗り越えて国際平和文化都市として復興を遂げてきた

一方で、多様な背景を持つ方々との共生には至っていないという現実がある。今も様々な差別があり、2014年の広島土砂災害や2018年の西日本豪雨では、インターネット上に、朝鮮人や中国人の窃盗団が出ているなどのデマ、フェイクの書き込みが多数あった。外国にルーツを持つ市民や留学生、技能実習生らが、それぞれの文化とアイデンティティを守り、安心して暮らす環境を必要としている。国籍や民族だけではなく、障がい者への差別、被差別部落出身者への差別、女性、LGBTQ、高齢者、子どもの人権が侵害されている。広島には約2万人の外国人を含む多種多様なルーツを持つ住民が暮らし、多くの外国人観光客が訪れる都市である。全ての人が安心して暮らすためにも実効性のある先進的な条例を必要としている（一部抜粋）。

共同代表には、「外国人との共生を実現する広島キリスト者連絡協議会」、「平和と民主主義を目指す全国交歓会」、「C.R.A.C. Setouchi」「共生フォーラムひろしま」「日本軍慰安婦問題解決ひろしまネットワーク」などで活動する方々が就任し、個人加盟の代表として筆者が参加する。

2021年12月4日、76人の個人と31の市民団体の加盟を経て、広島市西区民文化センターにおいて結成記念集会在が挙行された。特別記念講演として、外国人人権法連絡会事務局長である師岡康子弁護士を招聘し、ヘイト・スピーチ規制法に関わる先進的な取り組みや、今後必要となる指針などを拝聴した。これから、川崎市が制定したような「レイシズムを許さない」「ヘイト・スピーチを許さない」ということを全面に打ち出せる条例を広島に制定するために、市議会への働きかけと市民の啓発を行っていく予定である。

広島だけでなく、ヘイト・スピーチを犯罪とする川崎モデルを目指して、川崎市と同等以上の条例を作ると表明している自治体は全国各地でみられている。このような自治体の動きが全国に波及していくことも、条例制定ネットワーク結成準備会が目指す目標の一つである。マジョリティとしての責任を一人ひとりが考え、行動する必要性を訴えていくことも重要な活動であると捉えている。マジョリティの多くが傍観者や無関心である限り、ヘイト・スピーチがやむことはないからだ。自分は差別していないからいいのではなく、差別を見過ごしていることも差別に加担することに繋がるという事実気づかねばならない。誰もが目の前で起きている差別行為に向き合い、差別を止めるという姿勢が求められている。

#### 4. 終わりに

人が社会生活を送る上で、様々な状況や場面で偏見や差別がなかったことはない。誰しもが、自分の心の中に、自分とは異なるものを排除しようとする気持ちを持っている。知らないことへの恐れや自分との相違による猜疑心が偏見や差別を生み出していることを自覚するところから始める必要がある。

自分とは異なる背景を持つ人と交流する機会がない人ほど、相違する人に対して無意識の偏見を持ちやすい傾向がある。こうした偏見を克服するためには、多様なバックグラウンドを持つ人たちとの交流が必要であることや、自分がマイノリティの立場に置かれる経験も効果的であると考えられている。

差別をやめようといっているだけでは、差別はなくなる。在日の中には、ヘイトデモに遭遇しないよう外出をためらう人やインターネット利用を制限する人も出ている。

差別するマジョリティがマイノリティの行動を制限し、表現の自由を奪っているのが現状だ。長年、日本社会がこうした差別を行い、放置してきたのである。表現の自由を制限することについては、差別する側とされる側の攻防があるのは事実だ。しかし、マイノリティが一方的に抑圧される表現の自由はあってはならない。

広島市民一人ひとりが、差別を許さない、差別を解消していくという意識を持ち、行動に移すことで初めて表現の自由は達成され、広島が真の平和都市であるといえるのではないだろうか。広島市のヘイト・スピーチを根絶するために、人種差別撤廃条約の遵守、人種差別を禁止する措置、人種差別のないまちづくりを掲げた条例の制定を目指して、条例制定ネットワーク結成準備会は前進する。

#### 参考文献

朝日新聞 digital, 被災地にレスキュー隊姿の窃盗団? 警察「デマに注意」, 2018年7月9日.

榎透 (2019) 「日本におけるヘイト・スピーチ対策に関する一考察」『専修法学論集』第138号, pp. 1-29.

岡本真一郎 (2016) 『悪意の心理学 悪口, 嘘, ヘイト・スピーチ』中公新書.

外務省 HP, 外交政策「人権外交」, 令和2年4月17日. (2022年1月3日アクセス).

金尚均 (2017) 『査閲表現の法的規制—排除社会へのプレリュードとしてのヘイト・スピーチ』法律文化社.

近藤敦 (2017) 「ヘイトスピーチ規制の課題と展望」『移民政策学会』Vol. 9, pp. 6-21.

角南圭祐 (2021) 『ヘイトスピーチと対抗報道』集英社.

瀧大知 (2020) 『川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例 差別根絶条例を全国に広げよう!—ヘイトスピーチの問題点と条例制定の意義—』一般社団法人市民セクター政策機構.

内閣府 (2017) 人権擁護に関する世論調査, 世論調査報告書平成29年10月調査.

中澤知己・杉田早苗・土肥真人 (2020) 「川崎市ヘイトスピーチ解消に向けた条例制定の動きとその成立背景」『公益社団法人日本都市計画学会都市計画論文集』

Vol. 55, No. 3, pp. 962-967.

野間易道（2018）『実録・レイシストをしばき隊』河出書房新社.

朴金優綺（2019）「現代日本における「上下」からの差別と排外主義—朝鮮学校への差別，ヘイトスピーチ・ヘイトクライムと国連の是正勧告」『広島平和研究』  
Vol. 6, pp. 65-79.

ヒューライツ大阪，<https://www.hurights.or.jp/>，2022年1月5日アクセス.

師岡康子（2013）『ヘイト・スピーチとは何か』岩波新書.

安田浩一（2015）『ネットと愛国』講談社.

李信恵（2018）『#黙らない女たち インターネット上のヘイト・スピーチ・複合差別と裁判で闘う』かもがわ出版.